

川北町健康づくりの推進に
関する計画（素案）

令和7年 月
川北町

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の基本的な考え方.....	3
5. 計画の推進	4
(1) 身体健康づくりに関する施策	5
(2) 心の健康に関する施策	6
(3) 心身機能に不安がある人にも配慮した健康づくりに関する施策.....	7
(4) 予防に重点を置いた世代に応じた健康づくりに関する施策.....	7
(5) 健康づくりを推進するために必要な事項に関する施策	9
6. 関係機関との連携の強化	10
7. 計画の進行管理	10
参考資料.....	11

第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の目的

国は、平成 12 年度より国民健康づくり運動「健康日本 21」を展開し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上のため、健康を増進し発症を予防する「一次予防」を重視した取組みを推進しました。

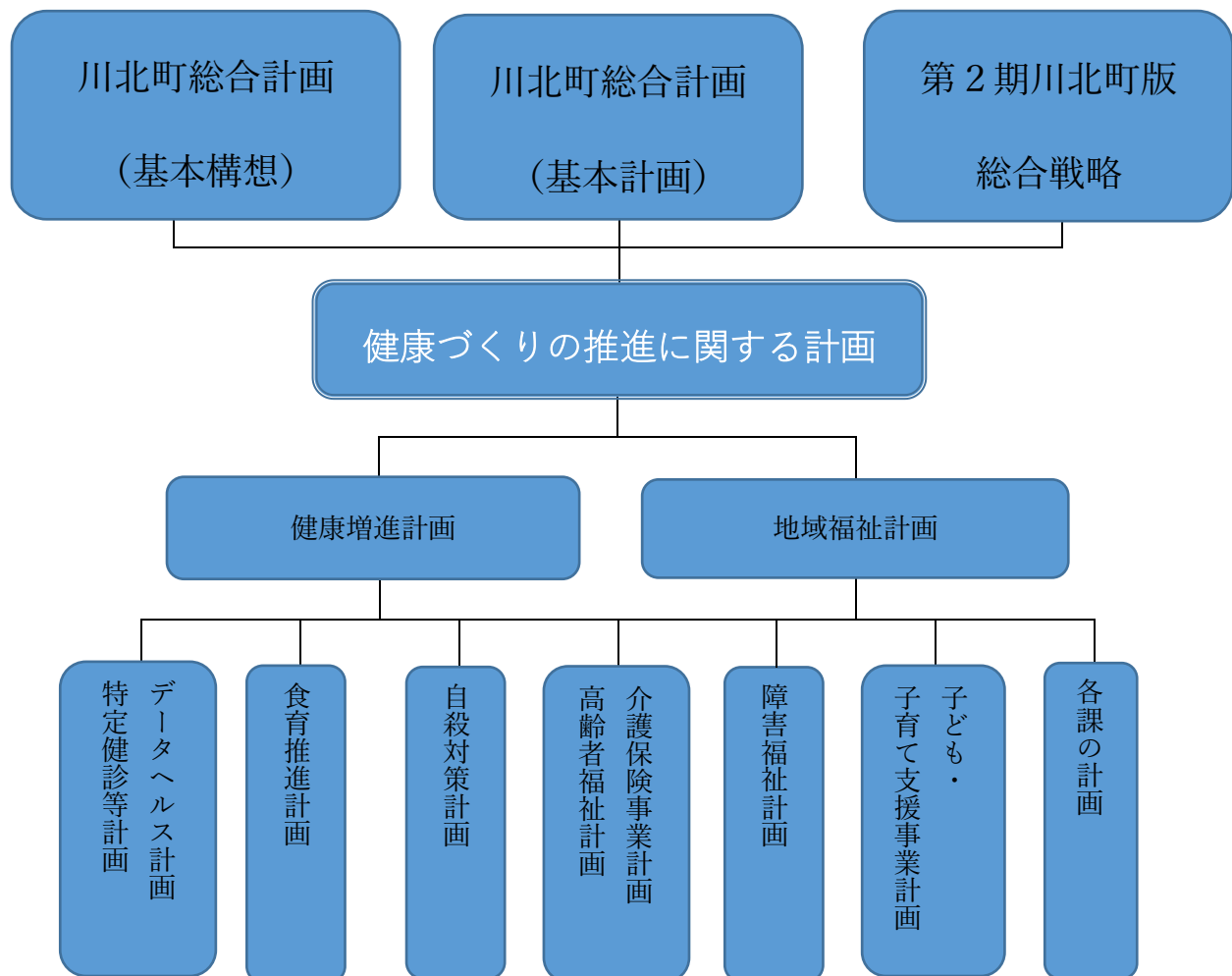
平成 25 年度からは、「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」を展開し、少子高齢化や生活習慣の変化による疾病構造の変化を踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最終的な目標とし、生活習慣病の一次予防と合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組みを推進しました。

令和 6 年度からは、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（令和 5 年厚生労働省告示第 207 号）に基づき、「21 世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 21（第三次）」が開始となります。全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指す基本方針のもとに、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進し、「より実効性を持つ取組みの推進」に重点を置いて取り組むこととされています。

本町では、町民が健康に関心を持つとともに、すべての町民が心身ともに健やかで心豊かに暮らし続けられる地域社会の実現を目指すため、健康づくりに協働で取り組むための環境整備や健康寿命の延伸を図る施策を適切に実施することを目的に、令和 4 年 9 月「健康づくり推進条例」を制定し、川北町の健康づくりの施策を効果的に推進するため、この計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、川北町総合計画を上位計画とし、町民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、その推進に必要な方策を明らかにするものです。また、関連する計画との整合性を図りながら策定しています。



3. 計画の期間

この計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4. 計画の基本的な考え方

◆基本理念◆

すべての町民が、家庭や地域、社会などの様々な舞台で個性を発揮し、一人ひとりがこころもからだも健康で、活躍する町をめざしています。

総合計画の理念を踏まえ、国の健康日本21（第三次）の最終目的でもある「健康寿命の延伸」に取り組めます。

「健康寿命の延伸」のため、こころとからだの健康づくり、自助（本人）だけでなく、公助（健康づくりに関係する公的機関等）、共助（家族、地域社会）による健康づくりに取り組むこととし、以下のとおり基本理念を定めます。

心身ともに元気で、いつまでも地域で生活できるように、
町民協働による生涯を通じた健康づくりを推進し、
健康寿命の延伸に取り組む

◆基本目標◆

第2期川北町版総合戦略との整合性を図るため、総合戦略に挙げられている基本目標を継承します。

- I 充実した子育て環境をめざす、ふるさと川北戦略
- II 多世代がずっと住み続けられるまちをめざす ふるさと川北戦略
- III 地域で働きやすい産業と雇用環境を生み出す ふるさと川北戦略
- IV 安全・安心な暮らしを続けられる環境をつくる ふるさと川北戦略

5. 計画の推進

この計画は、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康増進の取組みを推進するものであり、全町民を対象とします。

基本理念：

心身ともに元気で、いつまでも地域で生活できるように、
町民協働による生涯を通じた健康づくりを推進し、
健康寿命の延伸に取り組む

基本目標：

- I 充実した子育て環境をめざす、ふるさと川北戦略
- II 多世代がずっと住み続けられるまちをめざす ふるさと川北戦略
- III 地域で働きやすい産業と雇用環境を生み出す ふるさと川北戦略
- IV 安全・安心な暮らしを続けられる環境をつくる ふるさと川北戦略

基本方針	ラ イ フ ス テ ー ジ
身体健康づくりに関する施策	次 世 代 働きざかり世代 シニア世代 全世代
心の健康に関する施策	
心身機能に不安がある人にも配慮した健康づくりに関する施策	
予防に重点を置いた世代に応じた健康づくりに関する施策	
前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項に関する施策	

基本方針に基づいた、事業例を次のようにお示します。

(1) 身体健康づくりに関する施策

ライフステージ	事業名
次世代	・赤ちゃん訪問 ・保育所事業（わくわくチャレンジ、はだし保育、米飯給食、スクールバス、育児相談） ・子ども食堂 ・青少年講座 ・給食（食育含む） ・通学路整備（農道舗装）
働きざかり世代 シニア世代 全世代	・スポーツ協会の活動 ・区民運動会 ・スポーツ推進委員活動

町民に期待する主な取り組み

- ・ 保育所、学校、地域、職場等で開催される行事やスポーツレクレーション等に積極的に参加しましょう。
- ・ 1日3食の食生活を実践し、健康な生活リズムをつくりましょう。
- ・ 運動に興味を持ち、楽しんで体を動かしましょう。

(2) 心の健康に関する施策

ライフステージ	事業名
次 世 代	・子育て支援（どんぐり広場、子育て教室、子育てサロン、ひよこ広場、なでしこ広場、ママ café） ・ジュニアスポーツクラブ活動 ・人権教育 ・英語教育推進事業・中学生国際交流の翼 ・特別支援教育、教育相談、就学相談 ・子育てガイドブック、子育てマップ、子育てアプリ
働きざかり世代 シニア世代 全世代	・自治公民館活動 ・地区伝統行事（左義長、虫送り等） ・教養講座 ・文化団体協議会の各種活動 ・ボランティア活動 ・あいさつ運動 ・自殺予防心の健康づくり事業 ・心配ごと相談 ・花いっぱい運動

町民に期待する主な取り組み

- ・休養を積極的にとりましょう。
- ・日頃から適度に体を動かすなど、自分にあったリラックス方法を見つけましょう。
- ・ストレスと疲労がとれる睡眠を得るように心がけましょう。
- ・家族・友達・仲間等と過ごす時間を大切にし、コミュニケーションを深めるとともに、地域活動に参加する等、豊かな人間関係をつくりましょう。
- ・心の不調を感じた時には、早めに専門医を受診しましょう。
- ・家族及び周囲の人が、早期の相談や受診に結びつけられるよう心の不調に気づいてあげましょう。
- ・うつ病及びうつ状態についての正しい知識を持ちましょう。

(3) 心身機能に不安がある人にも配慮した健康づくりに関する施策

ライフステージ	事業名
次 世 代	・ 乳児相談 ・ 障害児入所給付費 ・ 子育て支援センター
シニア世代	・ 配食サービス ・ 介護保険サービス
働きざかり世代 全世代	・ 身体療育精神手帳交付 ・ 障害福祉サービス ・ 更生医療 ・ 精神障害者通院入院医療費助成事業 ・ 自立支援型住宅リフォーム支援 ・ 生活困窮者支援

町民に期待する主な取り組み

- ・ 運動習慣を身につけ、筋力の低下や転倒による骨折などを防ぎましょう。
- ・ 運動習慣や社会参加などに積極的に取り組み、認知機能の低下を防ぎましょう。

また、認知機能に変化が認められた場合、家族や周りの人が協力して、早めにかかりつけ医や専門医療機関に相談できるよう援助しましょう。

(4) 予防に重点を置いた世代に応じた健康づくりに関する施策

ライフステージ	事業名
次 世 代	・ 乳幼児健康診査 ・ フッ化物洗口事業 ・ 児童館、放課後児童クラブ事業（夏休み食育教室、お弁当の配布、民生委員との交流、遠足） ・ 学校検診（児童生徒検診） ・ 通学路安全点検、見守り隊活動 ・ チャイルドシート購入費助成 ・ 児童用自転車ヘルメット購入費助成金

働きざかり世代	・ 母親教室、両親学級 ・ 妊産婦健康診査費 ・ 健康増進事業 健診（がん、骨粗鬆症、肝炎ウイルス、歯周疾患） 健康教育等（運動指導事業、健康相談、保健指導） ・ 短期人間ドック助成事業 ・ 特定健康診査、特定保健指導 ・ 特定健康診査の結果に基づく保健指導 （生活習慣病の発症予防と重症化予防）
シニア世代	・ 健康増進事業 健診（がん、骨粗鬆症、肝炎ウイルス、歯周疾患） 健康教育等（運動指導事業、健康相談、保健指導） ・ 短期人間ドック助成事業 ・ 特定健康診査、特定保健指導 ・ 特定健康診査の結果に基づく保健指導 （生活習慣病の発症予防と重症化予防） ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・ 介護予防事業（百歳体操の普及、認知症予防事業）
全世代	・ 予防接種の推進 ・ 禁煙対策 ・ 広域的な医療連携の推進

町民に期待する主な取り組み

- ・ 早期発見・早期治療のためがん検診を受診しましょう。
- ・ がんに関する正しい知識を持ち、予防のために必要な生活習慣を身につけましょう。
- ・ 年1回健診を受診し、生活習慣病の早期発見、重症化予防に努めましょう。
- ・ たばこの害や依存症について、あらゆる機会を通じて知るよう努めましょう。
- ・ 飲酒による害や依存症について、あらゆる機会を通じて知るよう努めましょう。
- ・ 子どもから大人までかかりつけ歯科医を持ち、専門的な歯・口腔清掃、歯科除去、適切な義歯の使用など、歯の健康診断を定期的に受けましょう。
- ・ 自分の判断で治療を中断せず、継続しましょう。

(5) 健康づくりを推進するために必要な事項に関する施策

ライフステージ	事業名
次 世 代	・ 医療費助成（乳幼児） ・ 未熟児育成医療給付 ・ 育成医療 ・ マイ保育園制度 ・ ファミリーサポートセンター事業
働きざかり世代	・ 各種手当（児童手当、特別児童手当、児童扶養手当） ・ 出産祝い金 ・ 子育て応援育児用品貸出事業
シニア世代	・ 医療費助成（高齢者） ・ 介護保険利用者負担給与金 ・ 長寿祝い金 ・ 高齢者ドライバー安全運転促進事業 ・ 櫛光学級 ・ 老人クラブ活動 ・ 百寿会館の利用
全世代	・ 運動できる施設 （サンフィールド、サンアリーナ、総合体育館、武道館） ・ ふれあい健康センター ・ 医療費助成（ひとり親、障害者） ・ 健康ロードウォーキング道路の整備 ・ 食育の推進（地域、学校、家庭） ・ 環境衛生 ・ くらしの便利帳 ・ タクシー助成 ・ 巡回バス運行 ・ 運転免許証自主返納支援事業

町民に期待する主な取り組み

- ・ 地域の運動施設を積極的に利用しましょう。
- ・ 良い睡眠をとり、規則正しい食生活に努めましょう。
- ・ 運動に興味を持ち、楽しんで体を動かしましょう。

6. 関係機関との連携の強化

本計画の推進にあたって、事業の効率的な実施を図る観点から、ボランティアや企業、医療機関、保育所、学校、庁内関係課等の関係機関、関係団体と連携して取組みを広げていきます。



7. 計画の進行管理

計画の進行管理は、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握し評価したうえで（Check）、その後の取組みを改善する（Action）、PDCAサイクルを基本とします。

参 考 資 料

■策定経緯

年月日	会議等	その他
令和4年 9月	健康づくり推進条例の制定	
R5.5月～11月	計画策定に向けた協議	福祉課（担当課） 庁内各課 ワーキンググループ
令和6年 12月6日	川北町健康づくり推進協議会 ・健康づくり推進に関する計画について	
令和7年3月 3月 日	川北町健康づくり推進協議会 ・健康づくり推進に関する計画（案）について	パブリックコメント 公表

■健康づくり推進協議会委員名簿

N0	役 職	氏 名	備 考
1	議会教育民生常任委員長	山田 勝裕	
2	医師	池田 商洋	
3	町老人クラブ連合会会長	西田 肇	
4	区長会会長	村田 信広	
5	学校代表	沖田 尚	
6	保育所代表	小澤 かおり	
7	町スポーツ協会理事長	中村 英登	
8	町スポーツ推進委員長	東 俊幸	
9	健康づくり推進員	池田 恵子	
10	南加賀保健福祉センター次長兼健康推進課長	松本 美紀	
11	食育コーディネーター	深元 喜代子	
12	教育長	西田 誠一	

■川北町健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、町民が健康に関心を持つとともに、健康づくりに協働で取り組むための環境整備や健康寿命の延伸を図る施策の推進に関し、その基本となる事項を定めることにより、全ての町民が心身ともに健やかで心豊かに暮らし続けられる地域社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 町民 町内に居住する者及び町内に勤務又は通学する者をいう。
- 二 地域団体 町内会その他の地域を基盤に形成された団体及び町内において町民の健康づくりに携わる団体をいう。
- 三 事業者 町内に事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- 四 保健医療等関係者 専門的な立場から町民に対し必要な保健、医療、福祉等に係る業務を行う者及びこれらの者で組織する団体をいう。

(基本理念)

第3条 町民の健康づくりは、町及び町民、地域団体、事業者及び保健医療等関係者(以下「町民等」という。)がそれぞれの責務と役割を認識し、相互に連携を図りながら地域全体で推進されなければならない。

- 2 町民の健康づくりは、全ての人が健康であることを願い、町民が健康づくりに関心及び必要な知識を持ち、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたり主体的に取り組むことを基本として推進されなければならない。
- 3 町民の健康づくりは、町民の健康に関わる社会環境の整備及び向上に向けて、町及び町民等が相互に連携し、及び協力して取り組むことを基本として推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、町民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実践するものとする。

- 2 町は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、町民等の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 町は、町民等に対して、町民の健康づくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。
- 4 町は、感染症等により町民等の健康づくり活動が制限される事態になった場合は、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(町民の役割)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、健康づくりに関する必要な知識を習得するとともに、健康診断並びに検診その他の方法により適宜自己の健康状態を把握しながら、継続して自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 町民は、家庭において健康づくりに取り組むとともに、地域、職場、学校等その他において行われる健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第 6 条 地域団体は、基本理念にのっとり、地域及び組織の特色を生かして、町民の健康づくり推進活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、基本理念にのっとり、法令を遵守し、従業員の健康づくりに主体的に取り組むとともに、町、町民、地域団体、保健医療等関係者及び他の事業者が実施する健康づくり推進活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の役割)

第 8 条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、町民の健康づくりに資する情報を提供し、町民が保健医療等を適切に受けられるよう努めるものとする。

(町民の健康づくりの推進に関する施策)

第 9 条 町は、町民とともに健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すため、次に掲げる施策を実施するものとする。

一 体の健康づくりに関する施策

二 心の健康づくりに関する施策

三 心身機能に不安がある人にも配慮した健康づくりに関する施策

四 予防に重点を置いた世代に応じた健康づくりに関する施策

五 前各号に掲げるもののほか、健康づくりを推進するために必要な事項に関する施策

(町民の健康づくりの推進に関する計画の策定等)

第 10 条 町は、前条に規定する施策を適切に実施するため、健康づくりの推進に関する計画(以下、「計画」という。)を策定し、公表するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 町民の健康づくりの推進に関する基本方針及び目標

二 町民の健康づくりの推進に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、町民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町は、計画の進行管理に合わせて五年ごとに前項第二号に掲げる事項を評価し、必要に応じて当該事項の見直しを行うものとする。

(健康づくり推進協議会)

第 11 条 町は、町民の健康づくりに関する調査審議をするため、健康づくり推進協議会

(以下「協議会」という。)を置くことができる。

2 協議会の委員の定数、組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(国、県等との協力)

第12条 町は、町民の健康づくりの推進を図るため、国、県及び地方公共団体と協力するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、健康づくりの推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■川北町健康づくり推進協議会会則

(目的)

住民の健康保持及び増進に関し、地域、職域、学校その他の団体が相互に連携し、連絡調整をはかるため川北町健康づくり推進協議会を置くものとし、その知識及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

協議会の次の各号に掲げる事項を協議する。

1. 住民の健康意識の高揚に関する事
2. 食生活改善と体力づくりに関する事
3. 疾病予防に関する事
4. その他町民の健康づくりのための必要な事項

(委員構成)

委員は概ね11名をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

1. 関係行政機関
2. 医療機関代表
3. 地区組織団体代表
4. 学識経験者代表
5. 顧問

協議会の開催は必要に応じて開催する。

事務局は福祉課内におく。

附 則

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。